

**新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた  
高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について**  
～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～  
(平成26年12月22日中央教育審議会答申)のポイント

本答申は、教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を、初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言するものである。

**(1) 若者の多様な夢や目標を支える高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜への刷新**

**(目指す未来の姿)**

- 将来に向かって夢を描き、その実現に向けて努力している少年少女一人ひとりが、自信に溢れた、実り多い、幸福な人生を送れるようにすること。

これらの時代に社会に出て、国の内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身につけ、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようになること。

彼らが、国家と社会の形成者として十分な素養と行動規範を持つようにすること。

我が国は今後、こうした目標を達成するよう、教育改革に最大限の力を尽くさなければならない。

- 生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挾まれた厳しい時代を迎えていた我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに速く、将来は職業の在り方も様変わりしている可能性が高い。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これから時代に通用する力を子供たちに育むことはできない。

この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に満ちた未来を歩めるようにするために、国は、新たな時代を見据えた教育改革を「待ったなし」で進めなければならない。

アメリカの研究者による予測によれば、「2011年にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に、今は存在していない職業に就く」とも言われている。

アメリカの研究者による予測によれば、「2011年にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に、今は存在していない職業に就く」とも言われている。

**(克服すべき課題)**

- 「高大接続」実現の方策は、上に述べた未来の姿を実現するための一環とみなされるべきものである。しかしながら、現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていない。

- また、特定の分野に強い関心をもち、その向上に夢を賭けて卓越した力を磨いている高校生や、「世界にトビタテ！」の精神でグローバルな課題に積極的に向き合う活力のある高校生、身近な地域の課題に徹底的に向き合い考え方抜いて行動する高校生などが評価されずに切り捨てられることが多い。

こうした状況では、それぞれの夢を育み、その中で自らを鍛えるとともに、秘められた才能などを伸ばすことはできず、未来のエジソンやAINシュタインとなる道や、世界を舞台に活躍する潜在力、地方創生の鍵となる問題の発見や解決を生み出す可能性の芽なども摘まれてしまう。

**(高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革)**

- この状況を、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の改革による新しい仕組みによって克服し、少年少女一人ひとりが、高等学校教育を通じて様々な夢や目標を芽吹かせ、その実現に向けて努力した積み重ねを、大学入学者選抜においてしっかりと受け止めて評価し、大学教育や社会生活を通じて花開かせるようにする。

- そのため、以下の改革に一体的に取り組む。

◆ 高等学校教育については、生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身につけるとともに、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶことのできる環境を整備する。そのために、高大接続改革と歩調を合わせて学习指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直しや、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図る。

また、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入する。

◆ 大学教育については、学生が、高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する(ナンバリング等)とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する。

◆ 大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で学ぶための力のうち、特に「思考力・判断力・表現力」を中心評価する新テスト「大学入学者学力評価テスト(仮称)」を導入し、各大学の活用を推進する。

- ◆ 個別選抜については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとる※ものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化する。このために、アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を改正する。  
※選抜性の高低に則り改革すべき点については、別添「大学入学者選抜改革の全体像(イメージ)」の通り。  
○ さらに、各大学が、新たな大学入学者選抜実施要項に基づく新たなルールに則り改革を進めることができるように、大学にとって改革のインセンティブとなるような財政措置等の支援を行う。

## (2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価

- グローバル化の進展の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくため、国際共通語である英語の能力の向上と、我が国の伝統文化に関する深い理解、異文化への理解や躊躇せず交流する態度などが必要である。  
○ なかでも、真に使える英語を身に付けるため、単に受け身で「読む」「聞く」ができるだけではなく、積極的に英語の技能を活用し、主体的に考え表現することができるよう、「書く」「話す」も含めた四技能を総合的に育成・評価することが重要である。  
「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」においては、四技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用を行う。また、高等学校における英語教育の目標についても、小学校から高等学校までを通じ達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した指標の形で設定するよう、学習指導要領を改訂する。

## (3) 学習指導要領の改訂も含めた高等学校教育改革の実現

- 高等学校の学習指導要領は、多様な若者の夢や目標を支援できる高等学校教育の実現を目指し、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から抜本的に見直す。  
○ 具体的には、高等学校の学習指導要領を通じて、どのような資質・能力を育成しようとしているのかをより明確化するとともに、例えば、以下のような見直しを行う。

- なお、育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的・目標のほか、OECDのキー・コンピテンシーや、国際バカロレアが目指す論理的思考力や表現力、探究心等の育成などの考え方も参考にしつつ検討する。  
◆「思考力・判断力・表現力」を育成するための課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実  
◆国家や社会の形成者となるための教養・行動規範、また自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるためのカリキュラムを充実させること  
◆高度な思考力・判断力・表現力を育成・評価するための新たな教科・科目を検討すること  
◆大学の卒業論文のような課題探究を行う「総合的な学習の時間」の一層の充実に向けた見直し  
◆特別支援教育の充実のための見直し

## (4) 「公平性」をめぐる社会の意識改革

- 現在の大学入試、特に一斉にかつ画一的に実施される試験で、あらかじめ設定された正答に関する知識の再生を一点刻みに問い合わせ、その結果の点数のみによる選抜を「公平」であると捉える既存の意識を改革し、それぞれの若者が、自分の夢や目標を持ち、その実現に必要な能力を身に付けることができるよう、それぞれの学びを支援する観点から、一人ひとりが積み上げてきた多様な力を多様な方法で「公正」に評価し選抜することが必要であるという意識を醸成するため、社会的な議論を深めることが必要である。

## (5) 改革実現のための「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定

- 国は、本答申をもとに、改革の具体策やスケジュールの詳細を「高大接続改革実行プラン(仮称)」としてまとめ、すみやかに策定・公表し、強力に推進する。  
プランにおいては、アドミッション・オフィスの強化、アドミッション・ポリシーの明確化を含む、各大学における個別選抜の改革と教育の質的転換を実現するための実効的な政策手段や、新テストの制度設計と実施主体の在り方、高等学校学習指導要領の在り方を含めた高等学校教育改革、評価方法の改革等について、中央教育審議会において進行している議論の状況も踏まえつつ、可能な具体策と、今後の検討スケジュールを示す。  
○ 新しい時代に求められる教育の在り方を踏まえ、更なる検討が必要な点については、プランに示されたスケジュールに基づき検討を進め、成果を得たものから順次公表するものとする。

# 高大接続改革実行プラン（概要）

## プランの趣旨

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

## 具体的な施策

### 1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持った学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜に改革。  
特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

- 個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中を目標に改正】
  - ・アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）、ティアロード（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）の一体的な策定について義務付ける  
・認証評価に関する命令を改正し、認証評価の評価項目に入学者選抜を明記

### ○大学入学者選抜実施要項の見直し【平成28年度大学入学者選抜実施要項（平成27年度）以降順次実施】

- ・適切なルールの下での入学者選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す

### ○アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】

- ・事例集やガイドラインの作成・提供

### ○個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年夏を目途に具体策を取りまとめ】

### 2 「高等学校基礎学力テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの在り方について一體的な検討を行うとともに、新テストの一体的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を整備

- 「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の意見を活用しつつ、一體的な検討を実施
  - ・平成27年度を目標に専門家会議の検討結果をとりまとめる  
・平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表
  - ※新テストの出題内容や範囲、ブレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュール
  - ・「高等学校基礎学力テスト」は平成28年度中を目標に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成30年度中を目標にブレテストを実施
  - ・「高等学校基礎学力テスト」は平成30年度初頭を目標に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成31年度初頭を目標に「実施大綱」（新テストの具体的な内容）を策定・公表

### 3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶ力を身につけさせる

### ○新テストの実施主体の設立【平成28年度を目指して設立】

- ・独立行政法人大学入試センターを改組した新たな組織は、新テストの実施、個別選抜等の支援、専門的人材の育成、入学者選抜や学力評価についての新しい方法の開発等を目指す

### ○課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】

- ・課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実のために必要な方策について検討し、普及を図る

### ○多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要録を改訂】

- ・専門家会議で検討を行い、調査書や指導要録を改訂

### ○学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】

- ・高等学校学習指導要領について、「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から見直しを行なう

### ○大学教育の質的転換【平成27年度を目指して制度改正】

- ・各大学において、全学的な教學マネジメントの下で、双向向の授業や主体的な学修への転換が促進されるための法令改正（SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実）を実施

### ○学生の学修成果の把握・評価の推進【平成27年度を目指して制度改正】

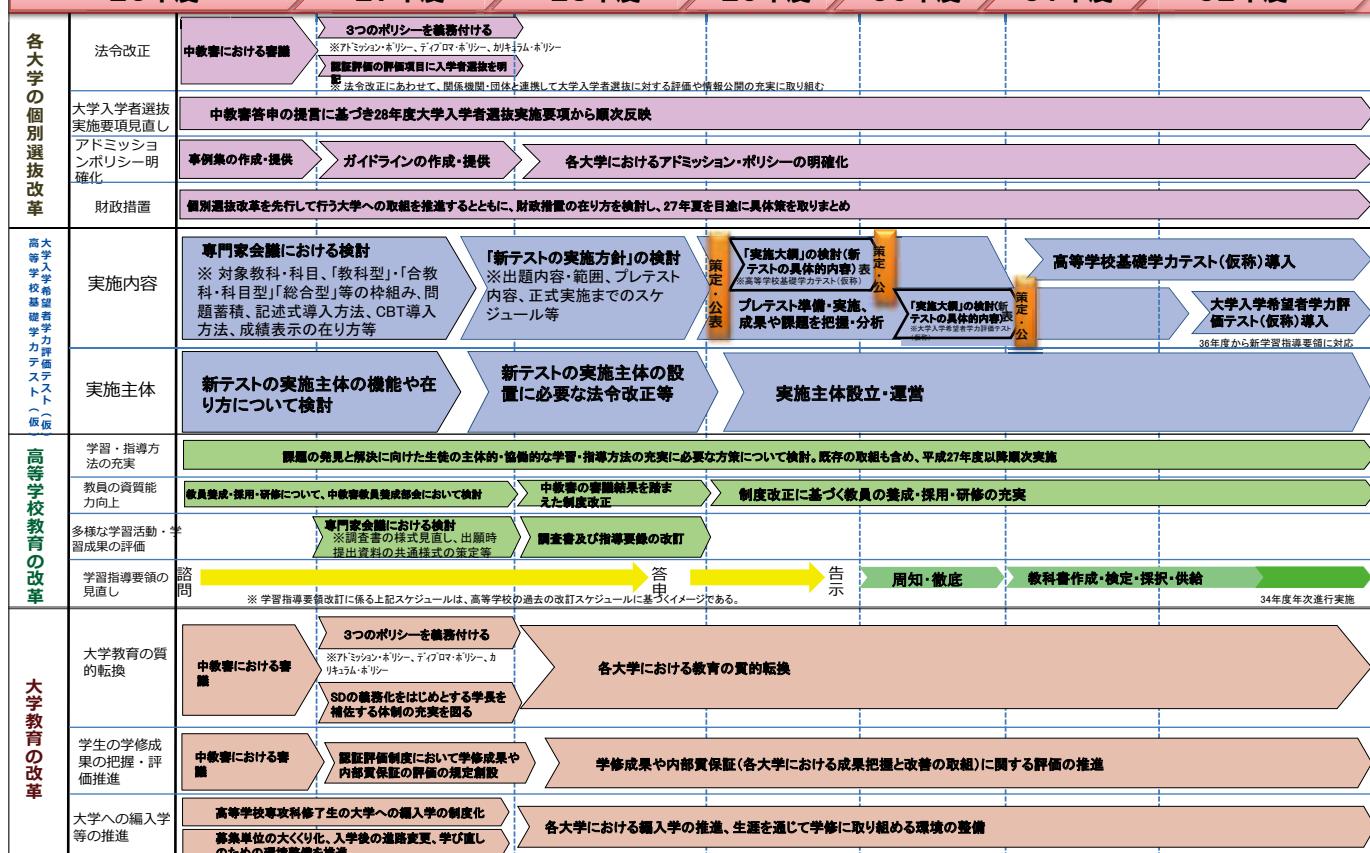
- ・認証評価制度について、学修成果や内部質保証（各大学における成果把握と改善の取組）に関する評価を推進

### ○大学への編入学等の推進【平成27年度を目指して制度改正】

- ・高校専攻科修了生の大学への編入学について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、必要な制度改正を実施

## 高大接続改革に向けた工程表

26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度 32年度～



## 言語活動の充実が求められている背景

- 知識基盤社会の到来、グローバル化の進展  
=変化に対応していく能力の育成
  - ・幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断
  - ・切磋琢磨しつつ異なる文化や歴史に立脚する人々と共存していくこと 等
- 国内外の学力調査の結果  
→思考力・判断力・表現力等に課題
  - ・読解力に課題(PISA調査)
  - ・記述式問題に課題(全国学力・学習状況調査等)
- 教育基本法改正等により教育の理念が明確になる  
学校教育法改正により学力の重要な要素が規定

### 学校教育法第30条2項

(中・高等学校においても読み替えて準用)  
前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。



新しい学習指導要領で「言語活動の充実」を重視

## 言語活動の充実に関する基本的な考え方

### 中学校学習指導要領 総則

(小学校・高等学校においても同様)

#### 第1 教育課程編成的一般方針

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(1)各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。



### ～ポイント

#### ポイント1★

各教科等の指導において言語活動を充実すること

#### ポイント2★

思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から言語活動を充実すること

# 各学校にお願いしたいこと

## ● 言語活動を充実する趣旨を確認し、各教科等の目標と関連付けた効果的な指導を行うこと

(平成24年4月6日初等中等教育局長通知「中学校等の新学習指導要領の全面実施に当たって」  
(文部科学大臣からのメッセージについて)より抜粋)

新しい学習指導要領においては、国語をはじめ各教科等において、言語活動の充実を図るよう定めているが、このことは、言語活動が、論理や思考などの知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤となるものであり、子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育むために有効な手段であることを示したものである。

このことを踏まえ、言語活動そのものを目的化するなど本来の趣旨にそぐわない運用となることのないよう留意しつつ、各教科等の目標に即して、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等などの育成を行うための手立てとして、言語活動の充実に取り組まれたい。

各学校においては、これまでの言語活動を通じた指導について十分検証しつつ、各教科等の目標と指導事項との関連及び生徒の発達の段階や言語能力を踏まえて言語活動を適切に位置付け、授業の構成や指導の在り方を工夫・改善していくよう努められたい。

## 道徳に係る教育課程の改善等について（答申）の概要

### I 道徳教育に関する検討の経緯

平成25年 2月	教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について(第一次提言)」
12月	「道徳教育の充実に関する懇談会」報告
平成26年 2月	中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
3月	初等中等教育分科会教育課程部会に「道徳教育専門部会」設置
4月	道徳教育用教材「私たちの道徳」の全国の小・中学校での使用開始
8月25日	道徳教育専門部会(第9回)において「審議のまとめ(案)」審議
	※8月27日～9月9日まで意見募集を実施
9月19日	道徳教育専門部会(第10回)において「答申(案)」取りまとめ
9月24日	初等中等教育分科会・教育課程部会において「答申(案)」審議
10月21日	総会において答申

### II 答申の概要

#### 1 道徳教育の改善の方向性

##### (1)道徳教育の使命

- 人格の基盤は道徳性であり、道徳教育は、自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することを目指すもの。
- 道徳教育は、本来、学校教育の中核として位置付けられるべきものであるが、その実態には、多くの課題があり、改善が急務。

##### (2)道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善

- 道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」(仮称)として新たに位置付け、その目標、内容等を見直すとともに、これを要として効果的な指導をより確実に展開することができるよう、教育課程を改善することが必要。

#### 2 道徳に係る教育課程の改善方策

##### (1)道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける

- 道徳の時間については、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという教科と共に側面と、学校の道徳教育全体の要となつて人格全体に関わる道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値などによる評価はなじまないことなどの教科にはない側面がある。
- このことを踏まえ、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」(仮称)という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。

##### (2)目標を明確で理解しやすいものに改善する

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育も、「特別の教科 道徳」(仮称)も、道徳に係る内面の向上やそれに基づく道徳的実践を求めるものであり、最終的には、「道徳性」の育成が目標。
- このことを踏まえ、学校の道徳教育の目標については、現行の学習指導要領の規定を整理し、簡潔な表現に改める。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の目標については、道徳性の育成に向けて重視すべき具体的な資質・能力を明確化する観点から、例えば、様々な道徳的価値を自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てるなどを通じて、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。

### (3) 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

- 学習指導要領に示す四つの視点（「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人のとの関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」）の意義を明確にするとともに、その順序等を適切に見直す。
- 内容項目について、いじめの問題への対応や生命を尊重する精神の育成をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、環境の変化などに照らして改善を図るとともに、キーワード（例：「正直、誠実」「公正、公平、正義」）などを活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫する。
- 情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実する。

### (4) 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する

- 対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れる。
- 小学校と中学校の違いを踏まえた指導方法の工夫など、指導の効果を上げるために多様な取組を行う。
- 道徳の指導計画が効果的に機能するよう改善する。
- 学校における指導体制の充実及び小・中学校の連携を一層図る。
- 授業公開、また、家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携の強化を図り、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。

### (5) 「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入する

- 「特別の教科 道徳」（仮称）の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入する。
- 「特別の教科 道徳」（仮称）の教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、学習指導要領の記述をこれまでよりも具体的に示すなどの配慮を行う。
- 教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材の充実のための支援に努める。

### (6) 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

- 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価する。ただし、「特別の教科 道徳」（仮称）について、数値などによる評価は不適切。
- 指導要録に「特別の教科 道徳」（仮称）の評価を文章で記述するための専用の記録欄を設けることや、道徳教育の成果として行動に表れたものを適切に評価するため、「行動の記録」を改善し活用することなどにより、評価の改善を図る。

※ 指導要録の様式の具体的な改善案等については、今後、文部科学省において更に専門的に検討。

## 3 その他改善が求められる事項

このほか、以下のような事項についても改善が必要。

- （1）教員の指導力向上
- （2）教員免許や大学の教員養成課程の改善
- （3）幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実

## 「私たちの道徳」について

### (1) 趣旨

「私たちの道徳」は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成した道徳教育用教材  
(平成26年度から全国の小・中学校で使用)

### (2) 特徴

- 道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭や地域での活用を期待
- 学習指導要領に示す道徳の内容項目ごとに「読み物部分」と「書き込み部分」とで構成
- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げるとともに、いじめの問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などを充実

### (3) 冊子構成

・小学校1・2年



・小学校3・4年



・小学校5・6年



・中学校



■「私たちの道徳」は、学校に備品として備え置くのではなく、児童生徒に配布していただく教材です。家庭に持ち帰って、家族と一緒に話し合うなど家庭や地域での活用や、児童生徒の自主的な活用もねらいとしているものであり、児童生徒一人一人に配布されるようお願いします。

# 次期学習指導要領の検討

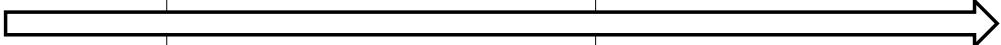
## 学習指導要領全体の改訂について

平成26年3月28日(金)第90回中央教育審議会配付資料1「教育再生の実現に向けて」(抜粋)

### <趣旨>

- グローバル化や技術革新の更なる進展など今後の社会の変化も見据えながら、我が国の伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力を育成するために必要な初等中等教育の教育課程の在り方を検討する。
- 特に、今後の社会を生きる力として求められる資質・能力とは何かを明確にした上で、基礎的・基本的な知識・技能と、それを基礎とした思考力・判断力・表現力、主体的な学習意欲などの確かな学力を一人一人に育成することを目指す。
- その際、主体的に学ぶ力、リーダーシップ、企画力・創造力などのクリエイティブな能力、感性や優しさ・思いやりについても重視する。

2014(平成26)年	2015(平成27)年	2016(平成28)年
諮詢		答申



### <方向性>

- 幼・小・中・高・特別支援学校の次期学習指導要領全体について検討。

その際、学習指導要領全体の構造についても、今後育成すべき資質・能力、それを育成するために必要な各教科等の目標・内容、学習評価の在り方をセットにして見直すほか、以下のような項目を中心と全般にわたり検討。

- ・小中高を通じた系統的な英語教育の改革(小:中学年から外国語活動・高学年では教科化、中・高:目標・内容の高度化)
- ・高校の地理歴史の見直し(日本史の必修化の扱いなど)
- ・高校の新科目「公共」の設置の検討
- ・高校のキャリア教育の中核となる時間を設けることについての検討
- ・我が国の伝統的な文化(日本文化)に関する教育の充実
- ・我が国の領土に関する記述の充実

## 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 賒問の概要

### 趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。

- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

### 審議事項の柱

#### 1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方

- これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善

- 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブラーニング」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方

- 育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善

#### 2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

#### 3. 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

- 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及

- 「アクティブラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

## 育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例①

### グローバル社会で求められる力の育成

- ◆ グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で躊躇せず意見を述べ他者と交流していくための力や、我が国の伝統文化に関する深い理解、他文化への理解等をどのように育むべきか。特に英語の能力について、例えば以下のような点をどのように考えるべきか。

- (1) 小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した具体的な指標の形式で示すこと
- (2) 小学校では、中学年から外国語活動を開始し音声に慣れ親しませるとともに、高学年では、学習の系統性を持たせる観点から教科として行い、身近で簡単なことについて互いの考え方や気持ちを伝え合う能力を養うこと
- (3) 中学校では、授業は英語で行うことを基本とし、身近な話題について互いの考え方や気持ちを伝え合う能力を高めること
- (4) 高等学校では、幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う能力を高めること

### 高等学校教育

- ◆ 中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これまでの関連する答申等も踏まえつつ、高校生が、国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力を身につけることができるよう、例えば以下のような課題についてどのように改善を図るべきか。

- (1) 今後、国民投票年齢が満18歳以上となることなども踏まえ、国家・社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方
- (2) 日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直しの在り方
- (3) より高度な思考力・判断力・表現力等を育成するための新たな教科・科目の在り方
- (4) より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善の在り方
- (5) 社会的要請を踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実の在り方
- (6) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等の在り方

## 育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例②

### 幼児教育

- 子供の発達の早期化をめぐる現象や指摘、幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要か。

### 体育・健康

- 子供の体力等の現状を踏まえつつ、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を契機に、子供たちの運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培うためには、どのような見直しが必要か。

### 特別支援教育

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。

その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

### その他の課題

- 社会の要請等を踏まえ、教科等を横断した幅広い視点からの取組が求められる様々な分野の教育の充実のための方策について、関係する会議等におけるこれまでの議論の状況等を踏まえつつ、どのように考えるべきか。
- 各教科等の教育目標や内容を、初等中等教育を通じて一貫した観点からより効果的に示すためにどのような方策が考えられるか。また、学年間や学校種間の教育課程の接続の改善を図ることについて、現在中央教育審議会で御議論いただいている小中一貫教育に関する検討状況も踏まえつつ、どのように考えるべきか。

# 世界に飛躍するグローバル人材の育成

小学校

中学校

高校

大学等

基礎的なグローバル  
対応能力の確保

グローバル化を積極的に  
推進する環境の整備

トップ人材育成のための  
ハイレベルな環境の整備

## ①小・中・高等学校を通じた英語教育の強化

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化のため、先進的な取組の支援や教材整備、教員の指導力強化や生徒の英語力調査を行う。

- 英語教育強化地域拠点事業
- 外国語活動・外国語教育の教材整備等
- 外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上事業
- 外部試験団体と連携した英語力調査事業



## ②スーパーグローバルハイスクール

高校段階から国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育成

## ③スーパーグローバル大学の重点支援

大学ごとの特色を踏まえた多様なグローバル化を推進



## ④日本人学生等の海外留学支援

日本人留学生等の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな仕組みづくり等

## ⑤外国人留学生の受入れ

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れの促進等

## 小・中・高等学校における英語教育推進のための指導体制の充実等について

小・中・高等学校における英語教育については、「今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)」(平成26年9月26日英語教育の在り方にに関する有識者会議)において、小学校における英語教育の早期化・教科化、中学校・高等学校における指導内容の高度化などの方向性が示されました。これを踏まえて、中教審に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(諮問)」(平成26年11月20日)が行われ、今後、次期学習指導要領改訂に向けた審議が進められることとなりました。こうした動きを受けて、次期学習指導要領の実施までに、教育委員会と地域の教員養成を担う大学との連携の下、段階的に、地域の指導体制の充実を図る必要があります。

このため、文部科学省においては、平成26年度から以下の事業等を実施し、各地域・各学校における英語教育推進体制の整備・強化を開始したところです。

このような取組を進めるにあたり、今後、教員の養成・研修における大学と教育委員会との連携が一層重要になると考えます。次期学習指導要領改訂に向けた取組への助言やプログラム開発等の具体的な連携への御協力をお願いいたします。

### (参考) 学習指導要領改訂にかかるスケジュールイメージ

- ・平成26年9月26日 今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)
- ・平成26年11月20日 中央教育審議会に諮問
- ・平成28年度 学習指導要領改訂
- ・平成30年度～ 新小学校学習指導要領の先行実施
- ・平成32年度～ 新小学校学習指導要領の全面実施



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY / JAPAN

## 1. 英語教育強化地域拠点事業（4年間を予定）

- 都道府県教育委員会等が中心となって小・中・高等学校における先進的な英語教育の研究開発を実施。  
次期学習指導要領改訂に資する、有効な資料・データの収集・発信を行う。
- 大学においては、都道府県教育委員会と連携し、各学校における研究開発への助言・援助をいただくとともに、学校・教育委員会との共同研究による新たなカリキュラム開発等をお願いしたい。

## 2. 英語教員等の指導力向上

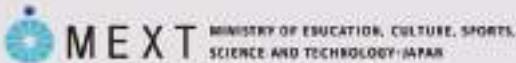
- 小学校の現職教員が、小学校英語の早期化・教科化に備えて指導力向上を図るため、中学校英語科教員免許状を取得するような取組が望ましい。大学においては、都道府県教育委員会と連携し、「免許法認定講習」等を開設していただきたい。

## 3. 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業（5年間を予定）

- ①文科省が外部専門機関（ブリティッシュ・カウンシル）と連携し、「英語教育推進リーダー」を養成。②都道府県教育委員会が大学等と連携し、小・中・高等学校の英語教員等の指導力を向上する体制を構築する。
- 大学においては、教育委員会と連携し、現職教員向けの効果的な研修プログラムの開発などをお願いしたい。
- 小学校英語の教科化、中・高等学校の指導内容の高度化に対応し、教職課程の改善・見直しを図ることを期待。

## 4. 小学校の新たな補助教材作成・検証

- 小学校英語の教科化に向けて、補助教材を作成。平成27年度から英語教育強化地域拠点事業の研究開発学校を中心に配付し、効果の検証を行う。
- 大学においては、1. の事業を通じて、当該補助教材の検証に対する助言等の協力をお願いしたい。



# 英語教育の充実

## ＜教育再生実行会議の提言（第3次提言：H25年5月）＞

- 小学校英語の抜本拡充（早期化、指導時間増、教科化、専任教員配置等）、中学校における英語による英語授業の実施、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について、学習指導要領の改訂も視野に入れ検討。
- 英語教員がTOEFL等の外部検定試験において一定の成績（TOEFL iBT80程度等 以上）を収めることを目指し、研修を充実・強化。

## ＜今後の英語教育の改善・充実方策について 報告（H26年9月26日：英語教育の在り方に関する有識者会議）＞

- 文科省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成25年12月）の具体化のため、平成26年2月～9月に9回開催（そのほか計5回の小委員会を開催）。
  - 改革のうち、教育課程や教員養成等については、中央教育審議会等における全体的な議論の中で更に検討。
- [改革の背景]
- グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要。アジアの中でトップクラスの英語力を目指すべき。今後、英語の基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成は重要な課題。
  - 英語教育は、改善も見られるが、特にコミュニケーション能力の育成について更なる改善をする課題も多い。東京オリンピック・パラリンピックを迎える2020（平成32）年を見据え、小・中・高を通じた新たな英語教育改革を順次実施できるよう検討を進める。並行して、これに向けた準備期間の取組や、先取りした改革を進める。

# 今後の英語教育の改善・充実方策について 報告のポイント（平成26年9月26日）

## ○ 改革1. 国が示す教育目標・内容の改善

- ①小・中・高等学校の学びを円滑に接続させる、②「英語を使って何ができるようになるか」という観点から一貫した教育目標を示す
  - ・小学校3・4年生：活動型を開始し、音声に慣れ親しむ
  - ・小学校5・6年生：身近なことについて基本的表現によって4技能を積極的に使える英語力を身に付ける学習の系統性を持たせるため教科として行うことが求められる
  - ・中学校：授業は英語で行うことを基本とし、互いの考え方や気持ちを伝え合う言語活動を重視
  - ・高等学校：授業を英語で行うことを基本とし、言語活動を高度化（幅広い話題について発表、討論、交渉等）

## ○ 改革2. 学校における指導・評価

- ・英語を使って何ができるようになるかという観点からCAN-DO形式の学習到達目標に基づく指導と学習評価

## ○ 改革3. 高等学校・大学の英語力の評価及び入学者選抜の改善

- ・入学者選抜における英語力の測定において、4技能のコミュニケーション能力を適切に評価
- ・4技能を測定する資格・検定試験の活用促進。学校、専門家、資格・試験団体等が参画する協議会を設置し必要な情報発信、指針づくり（学習指導要領との関係、換算方法、受験料・場所、適正・構成な実施体制等）等

## ○ 改革4. 教科書・教材の改善

- ・学習指導要領に沿った教科書検定
- ・音声や映像を含めたデジタル教科書・教材の検討

## ○ 改革5. 学校における指導体制の充実

- ・現職教員の研修（大学・外部専門機関との連携による地域の中心となる「英語教育推進リーダー」等の養成）
- ・教員養成（カリキュラムの開発・改善、「免許法認定講習」開設支援、等）、英語指導力のある教員採用
- ・外部人材の活用促進（ALT、非常勤講師、特別免許状の活用）

### 初等中等教育の英語教育の推進に係る取組

（平成26年度予算額 573,473千円）

平成27年度予算額（案） 709,601千円

#### 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

##### 1. 小学校英語の教科化、中・高等学校英語の高度化に向けた実践

- (1) 英語教育強化地域拠点事業 89,267千円（51,419千円）  
○ 小学校英語の早期化・教科化、中・高等学校の目標の高度化等、小・中・高を通じた先進的な取組を支援。  
(英語教育地域強化地域拠点：18地域→25地域)  
○ 研究成果を今後の教育課程の検討に反映。
- (2) 外部試験団体と連携した英語力調査事業 116,325千円（116,325千円）  
○ H26に高等学校第3学年生を対象に実施したフィージビリティ調査を基に、生徒の英語力を把握分析・検証し、教員の指導改善に生かすことを目的とした調査を実施。  
○ H27は高等学校に加え、新たに中学校第3学年も追加。
- (3) 外国語活動・外国語教育の教材整備 142,886千円（144,314千円）  
○ 小学校教員・英語担当教員の指導力向上のための教材開発。  
○ 小学校外国語活動教材“Hi, friends!”の配布。

##### 2. 指導者に求められる資質・能力の向上

- (4) 英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究 58,113千円（新規）  
○ 教員の英語力・指導力強化に向けて、学校・教育委員会等と大学との連携・協働による事例収集・効果分析、プログラム開発等を通じて教員養成・採用・研修等の在り方を調査研究。
- (5) 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 303,010千円（261,415千円）  
○ 国では、外部専門機関と連携して、新たな英語教育に対応した指導力向上事業を実施。
  - ・小・中・高の英語教育推進リーダーを養成
  - ・外国語指導助手（ALT）リーダー

○ 都道府県・政令市の教育委員会が、外部専門機関と連携して指導力向上事業を実施。地域ごとに「英語教育改善プラン」を策定し、明確な目標設定・管理。
  - ・国の指導力向上研修を修了した推進リーダーによる研修
  - ・大学や国内外の公的機関との連携による事業。

#### 関連する事業

##### （1）教員定数の改善

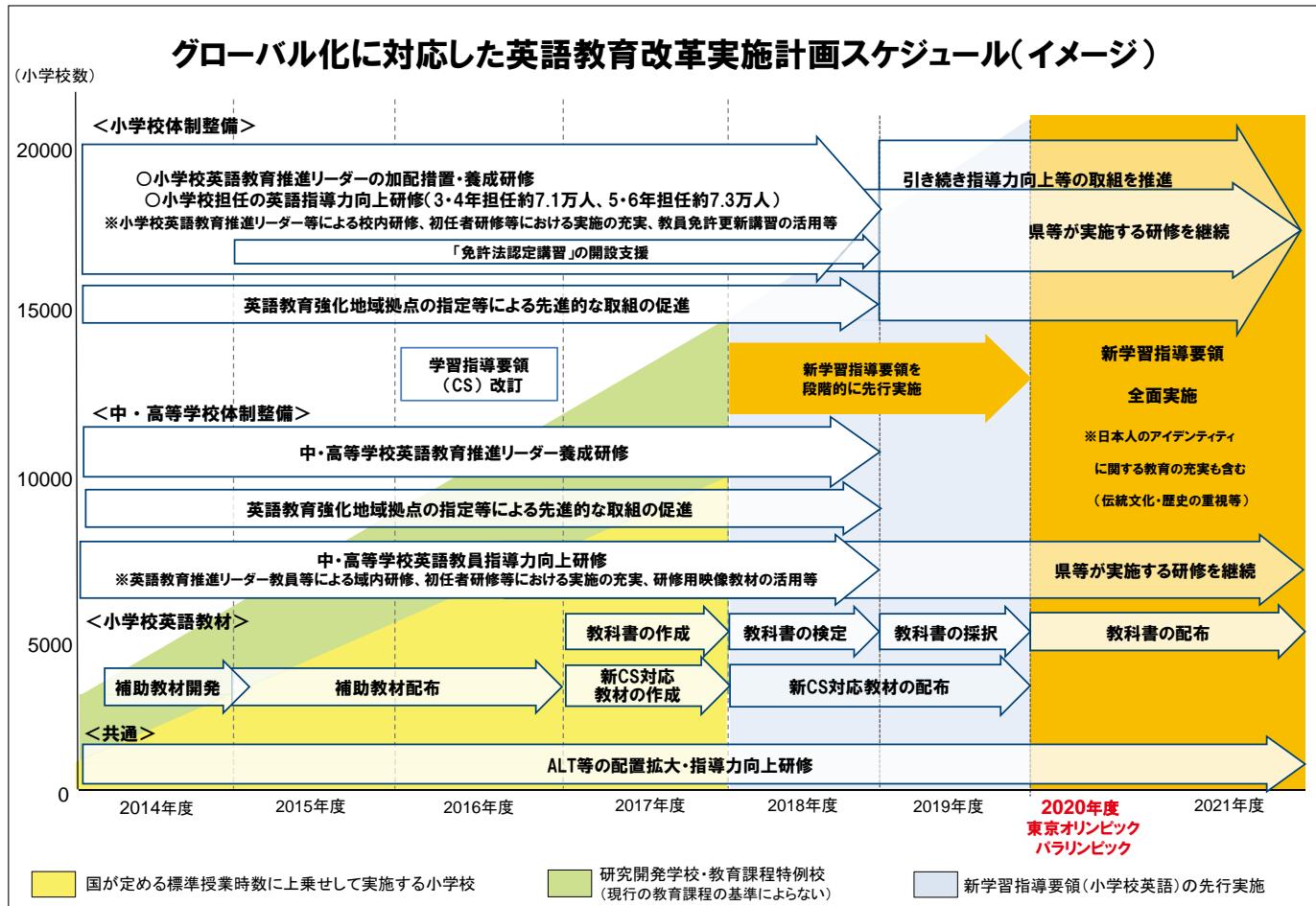
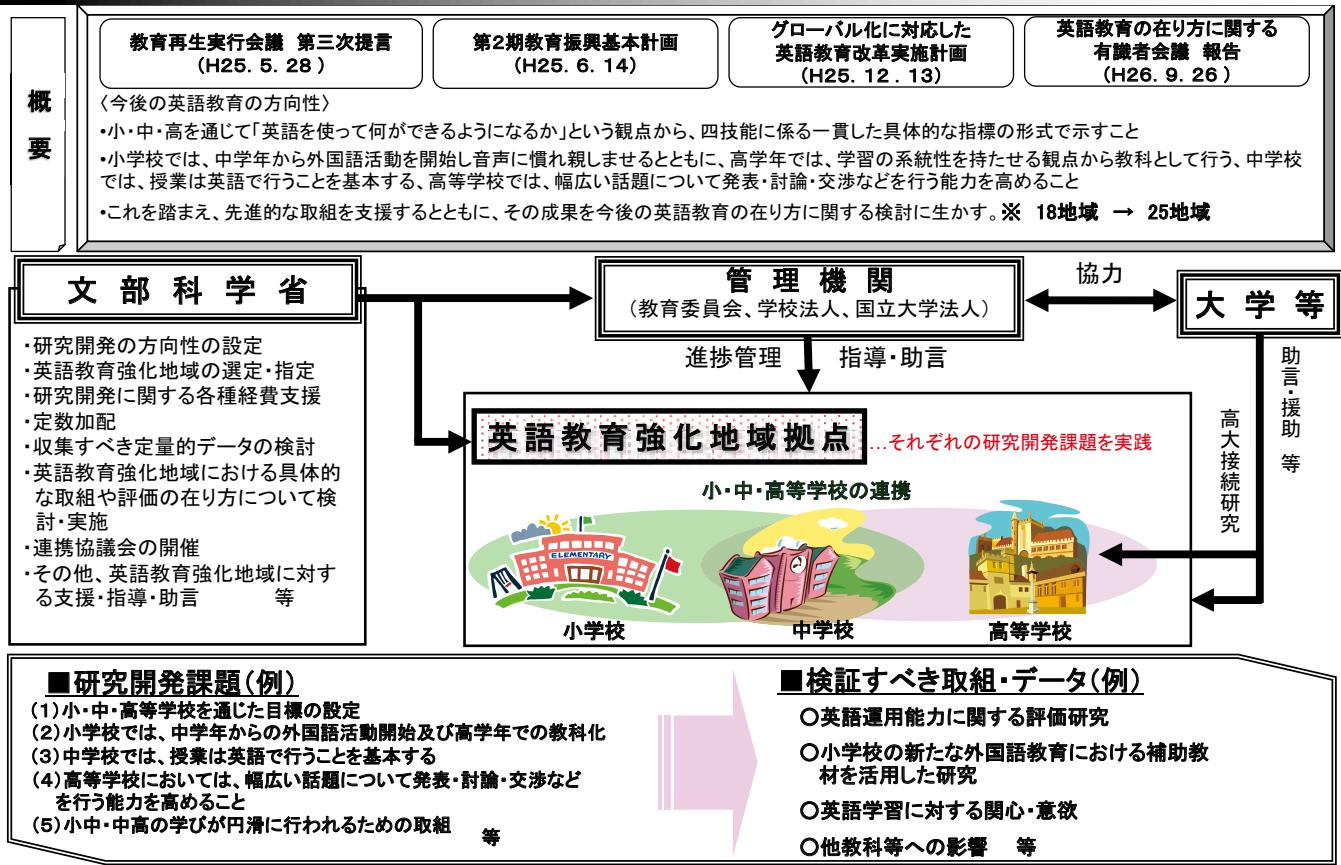
- 小学校英語の教科化等に向けた教員定数の加配措置。

##### （2）補習等のための指導員等派遣事業

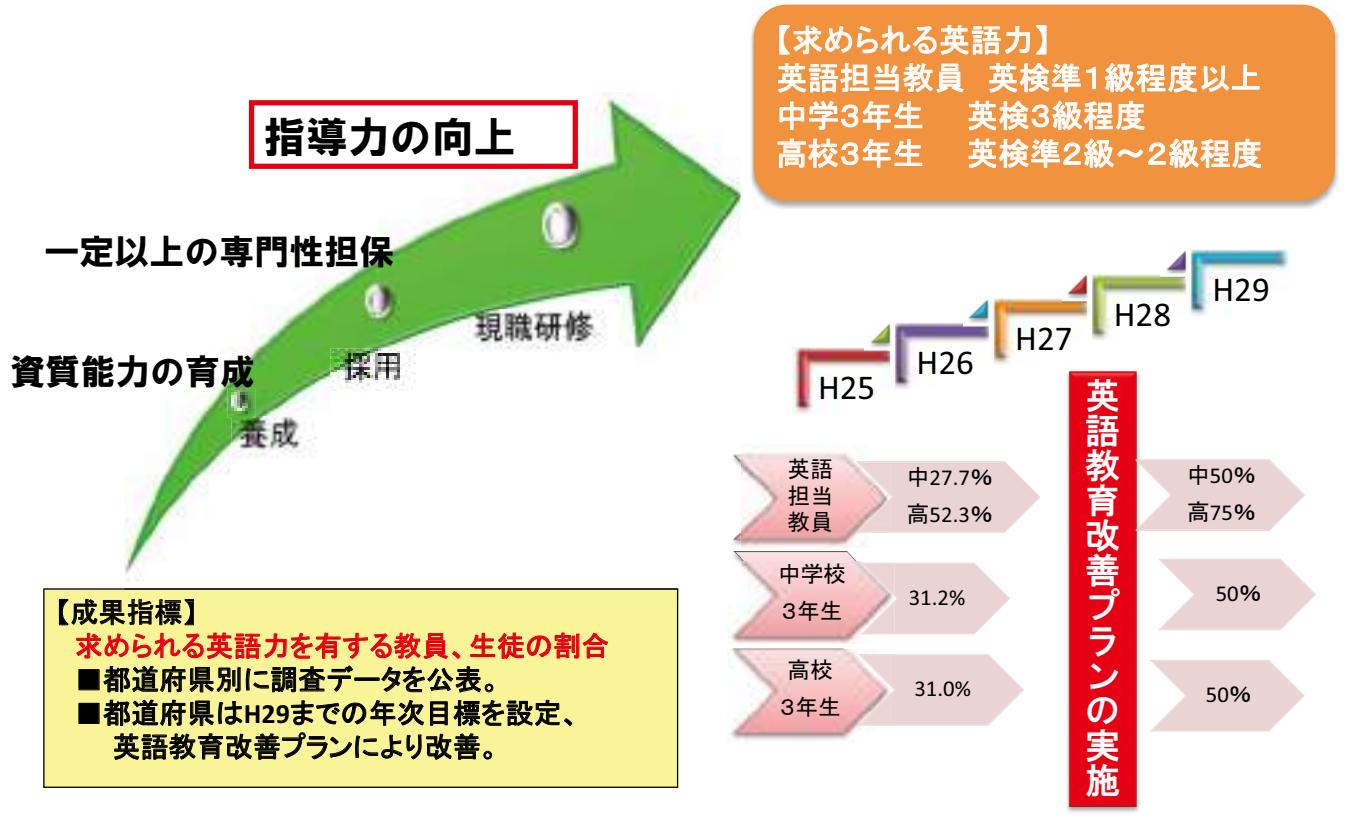
- 補充学習や発展的な学習など学力向上方策として、サポートスタッフを配置。

# 英語教育強化地域拠点事業

平成27年度予算額(案) 89,267千円(51,419千円)



## 国及び都道府県による目標管理



## 若者の海外留学促進実行計画について

「日本再興戦略」に掲げられた、「2020年までに日本人留学生を6万人から12万人へ倍増させる」という目標の実現に向け、関係府省庁により具体的にかつ連携して施策を推進していくための実行計画を策定。(平成26年4月23日)  
(内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁)

(参考URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/tobitate/1347181.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/tobitate/1347181.htm))

### 趣旨

- 「2020年までに日本人の海外留学を倍増」するという目標の共有と、達成に向けて政府一丸となって取り組むための場の設定。(関係府省庁の連携体制構築)
- 目標達成に向けた実行計画を策定するとともに、その方針に沿って整理した各省庁の具体策を有機的に連結させ、一体的・戦略的に施策を実施。(具体策の把握・共有)
- 政府が一体となって取り組む体制を整え、産業界や大学等への働きかけを強化。(ステークホルダーへの働きかけ)

### 海外留学を促進するための方針

- |                                    |                                    |
|------------------------------------|------------------------------------|
| ① 留学内容の明確化と質の向上(研究だけでなく企業ニーズも踏まえて) | ⑤ 安全管理                             |
| ② 就職への影響の回避                        | ⑥ 語学力の向上                           |
| ③ 留学に係る経済的負担の軽減                    | ⑦ 留学機運の醸成                          |
| ④ 学校の体制整備(カリキュラム編成、単位互換等)          | ⑧ 留学先に応じた対応(減少傾向にある留学先と増加傾向にある留学先) |

### 海外留学を促進するための基本的な考え方や取組

各府省庁が行う取組を有機的に連結させ、政府が一丸となり海外留学の促進に一体的・戦略的に取り組むとともに、関係施策を効果的かつ継続的に推進するため、定期的にフォローアップを実施する。

- ・官民が協力した「グローバル人材育成コミュニティ」の創設
- ・就職・採用活動開始時期の変更
- ・留学後の学生等へのハローワークにおける就職支援の充実
- ・国内外インターンシップや海外ボランティア活動機会の充実 等

# 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～

## プログラムの趣旨等

### ○ 趣旨

- 民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するため、官民が協力した新たな海外留学支援制度を創設。
- 「日本再興戦略」等を踏まえ、産学官が連携した支援コースの設定(実践型インターンシップ、フィールドワーク等を盛り込んだ留学)。
- 留学の質の向上、留学の目的を明確化するため、事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学生のコミュニティを提供。
- プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用。

### ○ 支援の内容

奨学金、渡航費、授業料、研修参加費



※詳細は公式HPをご確認ください。

<http://www.tobitate.mext.go.jp>

# 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～

## 平成26年度(第1期)派遣留学生募集・選考結果等

### ○ 応募・選考結果等

申請：1,700人(221校) ⇒ 採用：323人(106校)

[コース別内訳]	<申請>	<採用>
① 自然科学系、複合・融合系人材コース	517人	⇒ 159人
② 新興国コース	341人	⇒ 44人
③ 世界トップレベル大学等コース	329人	⇒ 61人
④ 多様性人材コース	513人	⇒ 59人

### ○ 選考後のスケジュール

7月31日(木) ~ 8月10日(日)	夏季事前研修
8月21日(木) ~	留学開始(支援開始)
12月上旬 ~	冬季事前研修
3月 ~	事後研修

※研修参加時期は留学期間に応じて設定(第2期も同じ)

### <形態別在籍大学等数>

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	短期 大学	高等専門 学校	専修学校 (専門課程)	総計
採用学生 在籍大学等数	52	13	39	0	2	0	106
採用学生数	191	21	109	0	2	0	323

### <男女別人数>

男	女
161	162

### <地域別人数>

地域	国数	採用学生数
アジア	18	71
中南米	4	6
中近東	2	4
アフリカ	9	13
北米	2	93
オセアニア	3	14
ヨーロッパ	21	122
総計	59	323

## 平成27年度前期(第2期)の応募状況

### ○ 対象

平成27年4月1日～平成27年10月31日までの間に留学が開始される計画を支援。

### ○ 応募状況

申請：784人(173校)

[コース別内訳]	① 自然科学系、複合・融合系人材コース	270名
	② 新興国コース	92名
	③ 世界トップレベル大学等コース	134名
	④ 多様性人材コース	288名

### ○ 審査時期

採否決定：平成27年2月上旬(予定)

## 今後の予定

### 1. 平成27年後期(第3期)

対象：大学等の学生を対象に、平成27年夏～平成28年3月末の間に留学が開始される計画を支援

募集時期：平成27年1月29日～4月3日 / 採否決定：平成27年6月下旬

### 2. 高校生コース

対象：高校生を対象に、平成27年6月～平成28年3月末の間に留学が開始される計画を支援(募集対象として、4つの分野を設定予定)

募集時期：平成27年1月9日～3月2日 / 採否決定：平成27年5月中旬

### 3. 地域人材コース

対象：地域の産学官が主体となり、地域の活性化に貢献し、地域に定着するグローバル人材(「グローカル人材」)の育成を目指す地域を支援(都道府県、政令指定都市及び中核市)

募集時期：平成26年11月12日～平成27年1月15日

仮採択地域決定：平成27年1月27日 / 本採択地域決定：平成27年3月上旬